(七)　保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）に規定する准看護師、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア　保健師助産師看護師法第八条、第九条、第十一条、第十二条第四項及び第五項、第十三条第二項、第十四条（第一項を除く。）、第十五条第二項及び第十六項から第十八項まで、第十五条の二第二項、第四項及び第五項、第十八条、第二十二条第四号並びに第二十五条に規定する事務

イ　調理師法第三条第一項、第三条の二（第三項及び第四項を除く。）、第四条から第五条の二（第三項を除く。）まで及び第六条に規定する事務

ウ　製菓衛生師法第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条の二から第八条までに規定する事務

(八)　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条の規定に基づく研修のうち、広域的な見地から構成団体の職員に対し合同して行う研修の実施に関する事務

(九)　(一)から(八)までに掲げる事務のほか、広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務

○法務省告示第五百九十六号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年十二月十八日から効力を生ずる。

平成二十二年十二月一日

法務大臣　仙谷　由人

福島県大沼郡三島町長

高知県安芸郡安田町長

○法務省告示第五百九十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十二年十二月一日

法務大臣　仙谷　由人

大分地方法務局所属　公証人　武下　満

○農林水産省告示第二千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町畑山字畑森八一の一から八一の六まで、八二の一から八二の三まで、八三、八四の一から八四の三まで、字谷ノ奥九六二、九六二の一、九六二の二、九六三、九六四、九六四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑森八一の四・八二の三・八三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八二の二、字谷ノ奥九六二、九六二の一、九六二の二、九六三、九六四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町高龍寺字ヤノ谷二一、二二の二から二二の四まで、二二の六、五八、字向田一四二、一四三、字屋ノ谷一四四、一四五、一四六の一、一四六の三、一四七の一、一四七の二、一四八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヤノ谷二一・二二の四・五八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字屋ノ谷一四四、一四五、一四六の一、一四六の三、一四七の一、一四七の二、一四八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市金剛寺字上権現六〇三、字丹後谷六六四の一、六六四の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県米沢市大字赤崩字中丸一　二一七四四から二一七四七まで、字木舟三　二一七五二の三から二一七五二の七まで、二一七五二の一二から二一七五二の一四まで、二一七五二の一六、二一七五二の一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中丸一　二一七四六・字木舟三　二一七五二の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山形県酒田市柏谷沢字杉森一二、一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉森一二・一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）